

令和6年第1回八千代町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）午前11時08分開会

定例議会の告示

八千代町告示第10号

令和6年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月27日

八千代町長 野村 勇

1. 期 日 令和6年3月5日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君

総務部長	宮本 克典君	町民くらしの部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	生井 好雄君	産業建設部長	鈴木 衛君
教育部長	小林 由実君	秘書課長	市村 隆男君
まちづくり推進課長	斉藤 典弘君	総務課長	中川 貴志君
財務課長	倉持 浩幸君	消防交通課長	西村 良君
税務課長	岩坂 信幸君	戸籍住民課長	高橋美由紀君
国保年金課長	諏訪 敦史君	福祉介護課長	野中 清昭君
こども家庭課 長	生井 億之君	農業委員会事務局 長 兼農政課長	山崎 浩司君
産業振興課長	瀬崎 清一君	都市建設課長	秋葉 通明君
上下水道課長	青木 譲君	学校教育課長	関 和之君
総務課補佐	前野 晃一君	財務課補佐	山中 昌之君

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補 佐	菊 佐知子
主 幹	小竹 雅史		

議長（上野政男君） 会議に先立ち、申し上げます。

本定例会におきまして、会議に使用することを目的としたタブレット端末、ノート型パソコンの持込み議会出席者に、諸行為をいたしますので御了承願います。

また、去る２月８日、全国町村議会議長会より、水垣正弘議員に、町村議会議員在職27年、去る２月20日、茨城県町村議会議長会より、私、上野政男に、町村議会議員在職20年、大里岳史議員に町村議会議員在職12年以上の表彰が贈呈されましたので、ここで伝達をいたします。

なお、私の表彰の伝達は、安田副議長にお願いをしたいと思います。

それでは、２名の方、演壇の前にお問い合わせをいたします。

（表彰状伝達）

議長（上野政男君） ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達し

ておりますので、ただいまから令和6年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

議 事 日 程 (第1号)

令和6年3月5日(火) 午前9時開議

開 会

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第4 議案第2号 八千代町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

日程第5 議案第3号 八千代町教育支援委員会条例

日程第6 議案第4号 八千代町空家等対策の推進に関する条例(全部改正)

日程第7 議案第5号 八千代町政治倫理条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第6号 八千代町監査委員条例等の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

日程第11 議案第9号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第10号 八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第12号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第13号 八千代町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第14号 令和5年度八千代町一般会計補正予算(第11号)

- 議案第15号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 令和5年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 令和5年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 令和5年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和5年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 令和5年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第22号 小学校教師用指導教材購入契約の締結について

諸般の報告

議長（上野政男君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果については、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧を願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長でありますので、報告をいたします。

行政諸般の報告

議長（上野政男君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可をいたします。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ご苦労さまです。令和6年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、行政の諸般事項についてご報告させていただきます。

初めに、元日の能登半島地震において、亡くなられた皆様に対しご冥福を、そしてご

家族の皆様にお悔やみを、またいまだ被災地におられる被災に遭われた皆様に対し、お見舞いを申し上げたいと思います。

八千代町といたしましても、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えておりますが、これまでに職員を9名派遣いたしました。そして、ふるさと納税の代行受付、このような形で支援をしております。被災地におきましては、復興までに相応の歳月を要するものと考えますが、県、国とともに今後も支援体制を継続したいと、このように考えております。

続きまして、令和5年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、八千代町報賞規則に基づき、町の進歩発展に功績のあった人、団体に対し表彰するもので、例年3月下旬に実施しております。

本年度は、3月21日木曜日午前10時から、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましてご報告申し上げます。昨年の9月20日から始まり、「令和5年秋開始接種」につきましては、八千代町では2月末現在、集団接種で4,429人、個別接種で1,796人、合わせまして6,225人がワクチンの接種を済ませている状況でございます。

新型コロナ感染症につきましては、令和5年5月から5類に分類されましたが、特例臨時接種としまして、令和6年3月末まで個別接種を町内の医療機関において実施いたします。引き続き、県や地元医師会との連携を密にしまして、ワクチン接種事業が円滑に実施できますよう進めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

続きまして、令和5年度のふるさと納税の現況についてご報告申し上げます。今年度につきましては、3月1日現在、全国の皆様から16万361件、22億3,684万円のご寄附を頂戴いたしました。昨年度の9億3,800万円を大きく超え、初めて20億円台に乗ったという形になります。

昨年度同日比で見ますと、寄附件数は9万792件の増で、昨年の約2.3倍、寄附金額は13億8,215万円の増で、前年の約2.6倍となっております。これもひとえに、議員の皆様並びに当町のふるさと納税事業に参画していただいている事業者の皆様のご理解、ご協力の賜物であります。この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。

また、先ほど冒頭申し上げました1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」の被災地支援の一環として、石川県珠洲市及び能登町の代理寄附受付を行っており、これまでに計136件、276万円の寄附を受け付けております。代理寄附の受付期間は3月31日までとなっておりますので、被災地復興の一助となれればと考えております。

今後とも、ふるさと納税制度の趣旨に沿った適正な運用を図りながら、自主財源確保と地域振興のため、引き続き事業を推進してまいりたいと思います。

続きまして、HARUIROウォーキングの開催についてご報告申し上げます。ウォーキングは、スポーツが苦手な人でも手軽に楽しめることから、スポーツの基本となるウォーキングイベントを通じて、地域住民間の交流を促進するとともに、住民の健康増進を図ることを目的として、昨年に引き続き、町スポーツ協会主催にて、4月7日曜日にHARUIROウォーキングを開催いたします。

当日のコースは、クリーンパーク・きぬを起点として、鬼怒川右岸堤防を南下、駒城橋を渡り、鬼怒川左岸堤防を北上、鬼怒川大橋を渡り、クリーンパーク・きぬをゴールとする周回コース約7.5キロとなっております。桜の花や菜の花を眺めながら、人と人との絆を深め、心と体の健康を維持するための催しでございますので、これにつきましてご理解、ご協力を賜りますようお願いしたいと思います。

続きまして、令和4年度決算に係る統一的な基準に基づく財務書類についてご報告申し上げます。お手元に配付させていただきました財務書類は、総務省の通知で全ての地方公共団体で作成するものであり、一般会計、特別会計、企業会計等を含めた町全体の会計のほか、土地開発公社や社会福祉協議会等の第三セクター及び一部事務組合との連結会計を含めたものです。

財務書類を作成することにより、財政の透明化を高め、町民に対する説明責任を果たし、財政の効率化、適正化を図ります。特に、固定資産台帳の精緻化は財務書類の精度向上につながるものとされ、地方公会計を活用し、限られた財源を賢く使うという考え方が普及していくことが期待されております。

このほかにも財務指標として、住民1人当たりの資産額及び負債額、行政コスト、そして受益者負担の割合などについて、資産形成、世代間の公平性、持続可能性などの数値も示しておりますので、後ほどご覧おきいただければと思います。

最後に、契約関係については、別紙「契約関係報告書」のとおりでございます。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、各事業が順調に進んでいま

すこと感謝するとともに、今後の施策の推進への議員各位のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（上野政男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上野政男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、5番、谷中理矩議員、6番、安田忠司議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（上野政男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長報告を求めます。

水垣議会運営委員長。

（議会運営委員長 水垣正弘君登壇）

議会運営委員長（水垣正弘君） ただいま議長のご指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る2月21日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、令和6年第1回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から14日までの10日間とすることに議会運営委員会としては決定をいたしました。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

議長（上野政男君） ただいまの議会運営委員長の報告は、令和6年第1回八千代町議会定例会の会期を本日から14日までの10日間とするものであります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から14日までの10日間とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの10日間とすることに決定をいたしま

した。

日程第3 議案第1号 八千代町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分事項
の承認を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第3、議案第1号 八千代町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明させていただきます。

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されました。地方自治法では、この政令に定められる事務の手数料については、これを標準として条例に定めなければならないとされているため、八千代町手数料条例の一部を改正したものであります。

改正の内容としましては、本籍地以外での戸籍謄本や除籍謄本等の交付事務、戸籍電子証明書提供用識別符号や除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務、電子化された届出書等情報の内容の証明書の交付事務、または閲覧に供する事務の手数料を追加し、政令の改正に伴う文言を整理するものであります。

専決処分の事由といたしましては、この法律の施行日が令和6年3月1日であるため、2月29日に専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） この第1号議案、八千代町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることに関連しまして、ちょっと質問いたします。

法務省は、情報提供ネットワークシステムを使って戸籍情報を提供することで、各種

手続で戸籍謄本等の提出が不要になる。また、個人番号による検索機能を利用することで、戸籍の届出等の審査や戸籍謄本等の交付申請の効率化を図ることができるというようにメリットをうたっておりますが、戸籍情報は婚姻、離婚、親子、養子、出自などまさにプライバシーに関わる情報です。現在は、システムの的に一定の歯止めがかかっていたとしても、将来、法律やシステムが変更されれば、政府はこのデータベースを様々な目的に利用できるようになります。政府による個人情報の一元管理と同じ状況が生まれてしまうかもしれません。あるいは、法改正をしなくても誰かが個人情報を集積し、本人が知らないところで本人の個人像が勝手につくられ、選別、差別されてしまうかもしれません。こうした危険性を町長はどのように認識しておられるのかお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの議席番号2番、赤塚議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

確かに様々な利用の中で、情報の漏えいあるいは本来の目的以外の使用等についての懸念はこれは指摘されているところでございます。しかしながら、近代化に進むこの日本という国の中において、これらの取組を進めることは国民あるいは住民の皆様の生活の利便性、あるいは新しい生活様式を生むための必要な形ということであります。情報漏えい、データの悪い方向への使用、全くこれは法律できちんと定めるべきでありますし、そしてあらゆる可能性を見据えた上で、犯罪防止等に努めながら、この方向を進める、これは私としては新たな生活様式等、新しい人たちが求める生活に即した形になる可能性があるのだな、メリットも指摘、デメリットも指摘されておりますが、この取組の中ではメリットが大きいものと私としては判断しております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 質疑ございませんか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） 野村町長にだけ伺います。私は、デジタルのほうは分からないって前にも1回申し上げましたけれども、上位法には何々しなければならないということ、何々することができるということなのですが、担当課に聞いたらこれマイナカードとは直接関係ないということなので、今回反対するつもりはありませんが、やっぱりここにも出てきているように、国の法律に従って何月何日施行だからそれまでにやらなけ

ればならないということですが、これからは県の通達とか、国の通達なんかでも、やっぱり地方自治法の本旨に従って何々しなければならないでは、これは上位法に逆らうことになるますから、だけれども、八千代町としてどうなのかということのをこれからは真剣に考えてもらいたいと思うのですよ。その辺のところ町長さんにちょこっただけ聞かせてもらえれば結構です。すみません。

以上です。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの吉田議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

確かにいろんな法律において、何々しなければならない、何々することができる、こういう使い分けがございます。国のほうからは、近年において地方分権制度の中で、どちらかというとなんかしなければならないというような形も見えてくるわけですが、先ほど吉田議員が言われた地方自治法の本旨だということになります。地方自治法の本旨は何かといえ、自己決定、自己責任という形であると、ですから決定されたものについては、地方自治体は自己責任を伴う、こういう形になります。これらの取組については、先ほど申し上げましたが、犯罪防止、そしてあらゆる条件を想定したケース、そういったケースを考えながら犯罪防止に努めて、そしてよりよいこのシステムの使い方を求めていく、そういう考え方であるということでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） どうもありがとうございました。マイナカードを私ずっとこれからは反対していきますが、デジタルセキュリティーが国際的に29番目だとか、デジタル後進国だとか言われている今の現在で、幾ら政府が法案化しても、とても信頼できるものではなく、どんどんひもづけされてしまって、今後、保険証のひもづけがあったら私は賛成する気はありませんが、さらには運転免許証、さらには個人の口座番号というところまでどんどん、どんどんひもづけされていくようなことになったら大変ですから、今の政府のやっているデジタル技術ではとても信用できないということだから、もし保険証がひもづけされるとなったら私はまたそのときも反対させていただきます。

以上です。どうもすみません。ありがとうございました。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） 日本共産党を代表しまして、この第1号議案、八千代町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることに、専決処分ではあるのですけれども、不承認の立場で討論いたします。

議案第1号は、今月から本籍地以外の市町村でも戸籍証明書、除籍証明書の交付が可能となり、その手数料に関する条例改正です。東日本大震災での被災を契機に、法務省に戸籍副本データ管理システムが導入され、この間、国民のあらゆる戸籍情報が国の法務省にデータ管理、運用なされてきました。マイナンバー制度のためにつくられた情報提供ネットワークシステムを通じて、戸籍関係情報を確認することが可能となったものです。したがって、全国全ての戸籍情報が管理、蓄積され、国民が知らないうちに検索され処理されることとなりました。国民一人一人の個人情報が保護され、人権尊重がされるのかという重大な問題を含んでいます。さらに、マイナンバーカードとひもづけされると、情報漏えい、流出等のリスクは高まります。

以上の理由から本承認議案について反対いたします。

以上です。

議長（上野政男君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。この採決は起立により行います。

議案第1号 八千代町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（上野政男君） 起立多数です。

よって、議案第1号 八千代町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、承認することと決定いたしました。

日程第4 議案第2号 八千代町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

議長（上野政男君） 日程第4、議案第2号 八千代町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の提案理由についてご説明をさせていただきます。

地方公務員の公益的法人等への派遣については、業務の全部または一部が地方公共団体の事業等と密接な関連を持つ団体へのみ公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により認められております。この法律により、職員を公益法人等に派遣する場合には、その必要事項を条例で定めるとされております。

現在、町ではふるさと納税の強化をはじめ、地域振興を図るため地域商社の設立を進めているところですが、この運営には行政と民間の適切な連携協力の下、運営を行っていくことが不可欠であることから、この商社に町職員を派遣することができるよう本条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第２号 八千代町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２号 八千代町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第３号 八千代町教育支援委員会条例

議長（上野政男君） 日程第５、議案第３号 八千代町教育支援委員会条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第３号 八千代町教育支援委員会条例の提案理由についてご説明申し上げます。

本案は、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し一貫した支援を行うため、教育委員会からの諮問に応じて調査審議し、答申を行う八千代町教育支援委員会について条例を制定するものでございます。

教育支援委員会につきましては、既に規則で設置が規定されておりますが、教育支援委員会が諮問に応じ答申する附属機関であること、また医師等の外部の委員を委嘱して組織していることから、教育支援委員会の設置の根拠を条例に置くこととするものでございます。

また、併せて本条例に規定する教育支援委員を非常勤特別職の職員に位置づけ、日額報酬を4,500円とするため、八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３号 八千代町教育支援委員会条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第３号 八千代町教育支援委員会条例は、原案のとおり可決されました。

日程第６ 議案第４号 八千代町空家等対策の推進に関する条例（全部改正）

議長（上野政男君） 日程第６、議案第４号 八千代町空家等対策の推進に関する条例（全部改正）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第４号 八千代町空家等対策の推進に関する条例（全部改正）の提案理由についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正されたことに伴い、八千代町空家等の適正管理に関する条例の全部を改正するものであります。

改正の主な内容は、町内に存する空き家等の総合的な対策を推進するため、空き家等対策計画の改正や、実施に関する協議を行う協議会の設置並びに特定空家等について緊急に危険を回避する必要がある際、町が最低限の措置を行うことができる緊急安全措置等について整備するものであります。

あわせて、空家等対策協議会委員の報酬を日額４,５００円とする規定を八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に追加するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君）　今、町長から提案あった議案の中で、これから法令化して、空き家ということに対しての管理の仕方、あるいはまたその処分等に関することであろうと思いますけれども、空き家として認める、このうちは空き家なのだと、そういうことを町が認めるというか、特定するにはどういう手続をもってして、空き家と準じてこの条例を適用するというふうに解釈すればいいのですか。

議長（上野政男君）　鈴木産業建設部長。

（産業建設部長　鈴木　衛君登壇）

産業建設部長（鈴木　衛君）　14番、大久保敏夫議員の質問にお答えしたいと思います。

定義といたしまして、1年間使われていないという実態があればということで解釈しております。

議長（上野政男君）　14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君）　今、1年ということがありましたけれども、この1年という定義づけ、365日はこれはいいとしても、その1年間使われていないというふうな、例えば1日か2日あったかなかったか分かりませんが、これは町が判断して、どこの課か分かりませんが判断するのか、それとも地元の行政区長なり何らかの形の定義づけがあって、1年間このうちは空き家だと、1年間使われていないということですから、1日でも使われれば、その親戚なりその持ち主が帰ってきて使っているとした場合には、半年後にそのことがもし使われていた場合には、また1年間カウントするまでになっていくのか、その辺のところの定義づけをちょっと、1年間空き家として認めるその定義づけ、これちょっとお知らせください。

議長（上野政男君）　鈴木産業建設部長。

（産業建設部長　鈴木　衛君登壇）

産業建設部長（鈴木　衛君）　14番、大久保敏夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの件なのですけれども、電気、ガス、水道、いわゆる公共の光熱水費等の利用実態、それから居住の実態があるかどうかというのを確認させてもらって判断させていただいております。1年間で例えば1日とか2日とか、たまに帰ってきてみたというの

は、やっぱり居住の実態には適用しないのだろうという判断でございます。

議長（上野政男君） 4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） ちょっと待ってください、今の答弁。年に1回か2回帰ってきて、出ていくときはきちんとガスは止め、電気は切り、それでまた1回か2回帰ってくるという人も実際にいるのです。その間あれですよ、何百日か、電気もたしか断っていくとかと言っていた。そういう場合、これ協議会つくると書いてありますよね。これもうちちょっと細かくやらないと、今、大久保議員が発言していたけれども、本当にそういうことになり得ると思いますよ、私も。その辺もうちょっと詳しく私も聞きたいです。よろしくをお願いします。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 4番、吉田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、光熱水費の基本料金等の支払いがあるかどうかというのと、それから所有者にも一応確認を取って指定させていただいておりますので、単に一方的にこちら側だけ、町側だけで判断しているものではないというのはご理解いただければと思います。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町空家等対策の推進に関する条例（全部改正）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町空家等対策の推進に関する条例（全部改正）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 八千代町政治倫理条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第7、議案第5号 八千代町政治倫理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町政治倫理条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明させていただきたいと思います。

地方自治法の改正により、地方公共団体の議員個人による請負等の契約に関する規制の対象から、年度内の請負契約等の総額が300万円を超えないものは除かれることとなり、この改正に伴い政治倫理条例中の契約に関する遵守事項について改正するものであります。

主な内容は、これまで町長、議員やその家族等が関与する企業が町などと工事請負などの契約をする際、一定金額を超える場合には辞退しなければならないとされておりましたが、その規制を地方自治法の規定に合わせ、議員等が関与する企業が町と契約をする場合には、金額を年間300万円に引き上げるとともに、町が出資する法人を除き、町長等が関与する企業が町と契約する場合には契約を辞退するよう改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたします、ご説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町政治倫理条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町政治倫理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 八千代町監査委員条例等の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第8、議案第6号 八千代町監査委員条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第6号 八千代町監査委員条例等の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、八千代町監査委員条例及び八千代町水道事業の設置等に関する条例において引用される同法の条項にずれが生じるため、改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町監査委員条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町監査委員条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第9、議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、旧中山家住宅活用検討委員会委員、公共施設再編整備検討委員会委員及び学校運営協議会委員を非常勤特別職の職員に位置づけるものでございます。

初めに、旧中山家住宅活用検討委員会委員につきましてご説明申し上げます。旧中山家住宅は、平成19年に土地及び建物が早稲田大学へ寄附され、学生の農業体験等の合宿所として利用されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年から利用しておらず、今後も利用する考えがないことから、令和4年3月に早稲田大学から八千代町に寄附されたものでございます。そのため、旧中山家住宅活用検討委員会を設置し、旧中山家住宅を地域の拠点として整備するため、その活用法について検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、公共施設再編整備検討委員会委員についてご説明申し上げます。当町の公共施設につきましては、中央公民館が建設から49年、総合体育館が44年、B＆G海洋センターが39年といずれも老朽化が進んでいる状況でございます。そのため、公共施設再編整備検討委員会を設置し、老朽化が進んでいる公共施設につきまして再編整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、学校運営協議会委員についてご説明申し上げます。学校を取り巻く環境は複雑化、困難化している状況にあります。そのような中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校に学校運営協議会を設置し、地域と学校が一体となり

組織的かつ継続的に連携協働できる体制を構築することが可能となりました。八千代町におきましても学校運営協議会を設置し、町の特性を生かした学校づくりや課題解決に向け取組を進めてまいりたいと考えております。

各委員の報酬額は、旧中山家住宅活用検討委員会委員及び公共施設再編整備検討委員会委員につきましては、日額4,500円、学校運営協議会委員につきましては、年額1万円とするものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今、町長のほうから説明がありましたけれども、議案のほうの2ページ、2枚目のほうに太枠が2つあるのですが、この太枠の中に委員として現存している方は何名おりますか。

まだこの委員の職が3つほどありますけれども、これは今、委員は現存というか、指名を受けている人はいないのですか。これから、あくまでやるという会社なのですか。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをいたします。

旧中山家住宅活用検討委員会、こちらにつきましては委員10名を考えてございますが、まだ人選は決まっておりません。これから、この条例が決まってから、令和6年度に委員さんを決めていくというような形でございます。

ほかの2つの検討委員会については、担当部長からお答えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えをさせていただきます。

教育委員会のほうの関係で学校運営協議会委員でございますが、こちらの人選につきましては新たなものでございまして、これから検討して人選を行っていくということで

ございます。

よろしく願いいたします。

（「大体何名」と呼ぶ者あり）

教育部長（小林由実君） 10名以内です。

議長（上野政男君） 木瀬副町長。

（副町長 木瀬 誠君登壇）

副町長（木瀬 誠君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

公共施設再編整備検討委員会委員につきましても、この条例が可決した後、人選をする予定で、20名以内を想定しております。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第10、議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の提案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の期末手当の引上げ及び令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当支給のため改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、期末手当について、一般職の職員と同様に令和5年12月支給分を12月1日基準日として遡って適用し、1.25月に引き上げ、令和6年度以降の支給分を6月期と12月期とで均等になるように配分するため、支給月数を1.225月とするよう改めるものであります。

勤勉手当につきましては、令和6年度から会計年度任用職員に対して支給できることとなったため、規定を定め、支給月数を一般職と同様の1.025月とし、併せてこの改正に伴う職員の育児休業等に関する条例内の文言を整理するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） すみません。ちょっとお聞きしたいのですが、この人事院勧告、令和5年の4月1日に遡れたような気がするのですが、12月1日から運用するということは、この記述はどうしてこのようになっているのかお聞かせください。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

(総務部長 宮本克典君登壇)

総務部長（宮本克典君） 2番、赤塚議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり4月までの遡りということになりますが、支給が3月ということという解釈でございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第11、議案第9号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第9号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、全ての子どもたちが安心して必要な医療を受けられる環境づくりのため、現在、町単独で行っている未就学児の外来自己負担の助成を高校生世代まで、入院、外来に拡大し、子どもの医療費を無償化するための改正及び令和6年度から茨城県の医療費助成制度、通称マル福に精神障害者福祉手帳2級を持つ一部の精神障害者などが新たに対象となることに伴う改正で、施行期日は令和6年4月1日です。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご賛同くださるようお願い

いたしまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　討論なしと認めます。

これから議案第9号　八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　異議なしと認めます。

よって、議案第9号　八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第10号　八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君）　日程第12、議案第10号　八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長　野村　勇君登壇）

町長（野村　勇君）　ただいま上程されました議案第10号　八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

出産子育て奨励金は、平成26年度から第3子以上の児童を出産した方に対し開始され、令和元年度から第2子を出産した方に拡充、さらに令和4年度からは対象児童を第1子からに拡充し、第1子、第2子に20万円、第3子以降に30万円を一括で支給しております。

今回の改正は、子育てに関する経済的負担を軽減し、次代を担う子どもたちの出産を

奨励し、出産子育て支援のさらなる充実を図るため、現在は児童の出生の日において、1年以上前から継続して八千代町町内に住所を有している方に奨励金の支給をしておりますが、受給資格の要件を見直し、奨励金の支給期限となる児童の1歳の誕生日の前日までに町内に住所を有する期間が1年を経過した方、また婚姻をされていない方にも奨励金を支給できるよう条例を改正するものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたします。説明とさせていただきます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　討論なしと認めます。

これから議案第10号　八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号　八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第11号　八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君）　日程第13、議案第11号　八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長　野村　勇君登壇）

町長（野村　勇君）　ただいま上程されました議案第11号　八千代町介護保険条例の一

部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、八千代町介護保険条例の一部を改正するものであります。

その内容は、1号被保険者の標準段階を現行の標準9区分から標準13区分に多段階化した上で、標準13区分の標準乗率について、第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げ、今回新設する第10段階から第13段階にまでに係る割合を引き上げるものであります。

介護保険料の標準13段階のうち、令和6年度から令和8年度までの基準段階である第5段階の保険料を引き続き月額5,300円とし、第1号被保険者の保険料基準額に対する割合を、第1段階においては保険料の調整率を0.3から0.285に軽減して、年額1万8,126円とし、第2段階においては0.5から0.485に軽減して、年額3万846円とし、第3段階においては0.7から0.685に軽減して、年額4万3,566円とするものです。

また、今回新設する10段階においては、保険料の調整率を1.9とし、年額12万840円に、11段階においては2.1とし、年額13万3,560円に、12段階においては2.3とし、年額14万6,280円に、13段階においては2.4とし、年額15万2,640円とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君）　2000年に開始されたこの介護保険は3年ごとの保険料改定で、この23年の間に2倍を超す大幅な値上げとなっておりますけれども、八千代町では滞納されている方、どのぐらいいるのかお聞きしたいと思います。

議長（上野政男君）　生井保健福祉部長。

（保健福祉部長　生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君）　議席番号2番、赤塚議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

滞納の金額につきまして、ごめんなさい、今ちょっと手元にはございませんので、調べてお答えをさせていただきたいと思います。

基本的には、年金から引かれている部分が多いので、滞納の金額自体は多くはないと

は考えておりますけれども、ちょっと数字は調べさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） この議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例に対して、反対の討論をいたします。

本議案は、3年ごとに策定する介護保険事業計画の第9期である令和6年から8年度の介護保険料を定めるものです。あわせて、9段階までだった所得段階を4段階増やし13段階までの設定となります。高額所得者に対して多段階化したこと、また低所得者に対して軽減措置が取られたことは評価いたします。ただ、最も被保険者が多い第4段階では、住民税課税世帯とは言っても、例えば国民年金のみの収入の場合、本人の所得は50万円ほどしかないのに、介護保険料が年額5万7,240円というのは、実に1割が保険料として消えてしまうわけで、あまりにも重い負担と言わざるを得ません。

以上の理由から本議案には反対いたします。

以上です。

議長（上野政男君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。この採決は起立により行います。

議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（上野政男君） 起立多数です。

よって、議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第14、議案第12号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第12号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、国の政策である生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管され、水道法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 八千代町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 八千代町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第15、議案第13号 八千代町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第13号 八千代町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地域の消防防災体制の中核をなす消防団の団員確保のため、令和3年、消防庁長官通達の消防団員の報酬等の基準の策定に基づき、八千代町消防団員の報酬及び費用弁償について改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、報酬の種類を年額により支払われる年額報酬と出勤に応じて支払われる出勤報酬の2種類とし、年額報酬の額については、団員階級にある者について年額3万6,500円とし、団員より上位の階級にある者については、業務の負荷や職責等を勘案し、均衡の取れた額とするものであります。

また、出勤報酬の額については、1回1人につき2時間未満を2,000円とし、以後、1時間ごとに1,000円を加算するものであります。

費用弁償については、出勤に係る実費を考慮し、1回1人の出勤につき370円を支給するよう改正するものであります。

消防団員の処遇改善に向け必要な措置を講ずることにより、団員の士気向上と消防団員の人材の確保を図り、もって地域消防力の維持強化に努めてまいりたいと思います。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたします。説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 西南広域のほうの議員のほうをしているので、また質問すること自体がどうかと思うのですが、しかし全体的な話として、今町長からありましたこの消防団、広域消防とはまた別に八千代における各分団の方々の日々の消防体制に対しては感謝申し上げる次第です。

また、加えて、この改正した案というのは、西南広域に加盟する市と町の各自治体と比べて、八千代のこの改定した消防団員に対する報酬というか、この手当等はどのくらいな位置づけにいいのか、上位にいいのか、またこれでも一番けつのほうなのか、その辺分かっていればちょっとお聞かせいただけますか。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

今回改正する消防団の処遇関係が西南広域管内の市町と比べてどの辺の位置に位置するのかということでございますけれども、現段階におきましては、各市町においてその支給の仕方というのがそれぞれ形態が違っておきまして、一概に順番をつけるというか、比べるのがちょっと難しい状況でございます。ただ、年額報酬等につきましては西南管内においては、上位のほうには位置していると……

（何事か呼ぶ者あり）

総務部長（宮本克典君） 団員の年額報酬の金額につきましては、西南管内では、順位のほうは上位のほうに、高いほうに位置しているというふうに考えております。

（「じゃ、高い位置なんだ。何番目」と呼ぶ者あり）

総務部長（宮本克典君） この階級によって報酬の額が違いますので、一概に何位というふうにはつけられない状況です。そういったことをご理解願えればと思います。よろしいでしょうか。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 私は、これを一般質問でやるので、とにかく大久保議員さんと同じと似ているところなのですからけれども、これだけ聞いておきたいのですけれども、どこを参考に、どの市町村に参考にしたか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、いろいろな質問しますけれども、近隣市町村の動向を見据えてという答弁がちょっと多

いので、今回、どこの市町村を参考にしたのか、それだけお伺いいたしまして、あとは一般質問でやりますので大丈夫なので、そこだけお願いします。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 大里議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

今回の改正においてはどこの市町村を参考にしたのかということでございますけれども、あくまで今回は、国の消防庁から示された消防団員の処遇改善に関する基準、そちらを基準として改定のほうを行っております。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） 先ほど大久保議員さんが聞いていましたけれども、県西南の広域消防の中で、自治体で団長の報酬が一番高い自治体だけ教えてもらえますか。すみません。よろしくお願いします。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 4番、吉田議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

団長の報酬が一番高い市町村ということでございます。県西管内では常総市の団長が年額17万3,000円ということで一番高い市町村となっています。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 八千代町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 八千代町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第11号）

議案第15号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和5年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 令和5年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第18号 令和5年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第19号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 令和5年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第21号 令和5年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（上野政男君） 日程第16、議案第14号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第11号）、議案第15号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第16号 令和5年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和5年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第18号 令和5年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第19号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 令和5年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第21号 令和5年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま一括上程されました議案第14号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第11号）、議案第15号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第16号 令和5年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和5年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第

18号 令和5年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第19号 令和5年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 令和5年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第21号 令和5年度八千代町下水道事業会計補正予算（第1号）、これらの提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。今回提案いたしました補正予算は、本年度第11回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,805万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億8,854万1,000円、5.9%の増とするものです。

以上が一般会計補正予算（第11号）の概要でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,008万円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億5,963万1,000円、0.7%の減とするものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ786万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,571万6,000円、3.1%の増とするものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。まず、介護保険特別会計保険事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,856万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ20億5,547万円、7.8%の減とするものです。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ519万2,000円、14.1%の増とするものです。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,567万円、0.03%の増とするものです。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ894万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,238万4,000円、3.0%の減とするものであります。

以上が農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ4,117万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,828万9,000円、8.1%の減とするものです。

以上が下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、3条予算において、水道事業収益を347万4,000円追加し、総額を5億3,203万9,000円、水道事業費用を1,383万円減額し、総額を4億773万8,000円とするものであります。

また、4条予算において、資本的収入を1,000万4,000円を追加し、総額を1,000万4,000円、資本的支出を3,689万1,000円減額し、総額を2億2,560万2,000円とするものでございます。

以上が水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、詳細については担当部長から説明がございます。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） ただいま上程されました議案第14号 令和5年度八千代町一般会計補正予算（第11号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第11回目の補正で、歳入歳出それぞれ6億1,805万8,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ110億8,854万1,000円とするものでございます。

最初に、歳入の主なものについて申し上げます。補正予算書をお開きいただきまして、1 ページのほうをご覧くださいと思います。

1 款町税につきましては、調定額に応じて全ての税目において増額するものでございます。特に、固定資産税で主に償却資産の増によりまして2億110万円の増となります。町税全体では2億7,614万5,000円の増となっております。

11 款地方交付税につきましては、普通交付税において緊急経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費としまして、12月に追加交付されました5,892万9,000円を増額したものでございます。

次に、2 ページをご覧くださいと思います。15 款国庫支出金、16 款県支出金につきましては、それぞれ減額となっておりますが、事業費の決定に伴うものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国県支出金で、計6,556万3,000円の減などが主な原因でございます。

18 款寄附金につきましては5億6,222万3,000円の増となっております。これは、ふるさと納税寄附金の増額が主な要因でございます。

次に、20 款繰越金8,032万2,000円の増につきましては、令和4年度決算の繰越金でございます。

次に、21 款諸収入3,435万8,000円の増につきましては、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算などによるものでございます。

次に、歳出について主なものを申し上げます。3 ページをご覧ください。2 款総務費につきましては、公共施設整備基金積立金及び義務教育施設整備基金積立金並びにふるさと納税基金積立金を含みます財産管理費で4億8,477万円、国県補助金返還金である諸費で5,525万6,000円、財政調整基金積立金を含みます財政調整基金費で1億2,825万8,000円、ふるさと納税謝礼を含みますふるさと納税推進事業費で2億6,901万6,000円など、それぞれ増によりまして、総務管理費8億9,901万9,000円を増額いたします。

5 款農林業費につきましては、主力産品振興助成金を含みます農業振興費で6,025万円の増により、農業費2,497万6,000円を増額いたします。

その他につきましては、年度末の調整による減額がほとんどでございますが、増額している主な目のみご説明いたしますと、3 款民生費において、障害者自立支援給付費などにより障害者福祉費376万7,000円が増額となっております。

詳細につきましては、19 ページからの歳出明細に記載してございますので、後ほどご

覧おきを願いたいと思います。

続きまして、5ページをご覧願いたいと思います。第2表、繰越明許費補正は令和6年度に繰り越す事業の追加でございます。追加された事業は低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業などでございます。

続きまして、6ページをご覧願います。第3表、地方債補正につきましては、事業費の変更によるものでございます。

そのほか8ページ以降に、歳入歳出補正予算事項別明細書のほか給与費明細書、地方債に関する調書、歳出予算事業概要書を添付してございますので、ご覧おきを願いたいと思います。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第11号）の内容についてご説明を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） それでは、私のほうからは、議案第15号 令和5年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第16号 令和5年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。補正予算書の表紙をおめくりください。

今回の補正予算は、本年度2回目の補正で、歳入歳出それぞれ2,008万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,963万1,000円とするものです。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の1ページ目をご覧ください。

1 款国民健康保険税につきましては、現年課税分を1,431万6,000円減額いたします。

4 款国庫支出金につきましては5万円を減額いたします。

5 款県支出金につきましては、保険給付費の見込みや特別交付金の交付申請状況により1,293万5,000円を減額いたします。

7 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を79万4,000円増額いたします。

8 款繰越金916万9,000円の増額につきましては、令和4年度決算の繰越金です。

9 款諸収入につきましては、第三者納付金など274万2,000円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。2ページをご覧ください。

1 款総務費につきましては、人件費等で147万4,000円を減額いたします。

2 款保険給付費につきましては1,555万円、5 款保健事業費につきましては417万5,000円をそれぞれ減額いたします。どちらも実績見込みによるものです。

7 款諸支出金111万9,000円の増額につきましては、前年度の繰入金の精算による一般会計への繰出金となります。

詳細につきましては、4 ページ目以降、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書及び歳出予算事業概要書を添付してございますのでご覧おき願います。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

なお、この補正予算につきましては、令和6年2月20日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。補正予算書の表紙をおめくりください。

今回の補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出をそれぞれ786万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億6,571万6,000円とするものです。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の1 ページ目をご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、385万2,000円を増額いたします。

2 款使用料及び手数料につきましては、1 万9,000円を増額いたします。

4 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を63万円減額いたします。

5 款繰越金513万2,000円の増額につきましては、令和4年度決算の繰越金となります。

6 款諸収入につきましては、50万4,000円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。2 ページ目をご覧ください。

1 款総務費につきましては、人件費や健診委託料等の実績により85万円を減額いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、871万9,000円を増額いたします。

詳細につきましては、4 ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書及び給与費明細書、歳出予算事業概要書を添付してございますのでご覧おき願います。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

町民くらしの部に関する特別会計の補正予算についてご説明申し上げましたが、慎重に審議の上、原案にご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 生井保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） それでは、令和５年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明をさせていただきます。

初めに、保険事業勘定についてご説明を申し上げます。補正予算書の１ページをお開き願います。

まず、歳入から申し上げますと、３款国庫支出金の２項国庫補助金につきましては、内示額決定により１,１１２万５,０００円の減額でございます。

４款１項支払基金交付金は３４万１,０００円、５款３項県補助金１９万２,０００円、７款１項一般会計繰入金金を４３万６,０００円、２項基金繰入金金２,５００万円それぞれ減額をするものでございます。

７款繰入金のうち３項介護サービス事業勘定繰入金、こちらを６４万１,０００円の増額、８款繰越金を１億８,５０１万９,０００円増額、このようになるものでございます。

続いて、２ページをお開き願います。歳出について申し上げます。

１款総務費につきましては、人件費や燃料費、介護保険事業計画策定業務委託料など２６万６,０００円の減額でございます。

２款保険給付費につきましては、施設介護サービス給付費などの見込みの変更によりまして４,１６１万７,０００円を増額、４款地域支援事業費につきましては、人件費また高齢者及び介護者サロンの委託料など３４５万６,０００円を減額するものでございます。

６款基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金を６,０００万円増額いたします。

７款諸支出金につきましては、償還金や一般会計繰出金として５,０６７万１,０００円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明を申し上げます。補正予算書の１４ページをお開き願います。

初めに、歳入から申し上げますと、１款サービス収入を２０万円、２款繰越金を４４万２,０００円それぞれ増額をいたします。

続いて、１５ページをお開き願います。歳出について申し上げます。

１款事業費につきましては、介護予防サービス計画作成委託料としまして２０万円の増額、２款諸支出金は保険事業勘定への繰出金として４４万２,０００円を増額するものでございます。

以上、補正予算の概要を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださ

いますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） 鈴木産業建設部長。

（産業建設部長 鈴木 衛君登壇）

産業建設部長（鈴木 衛君） 令和５年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第３回目の補正で、歳入歳出とも３万９,０００円を追加し、予算総額１億５,５６７万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、まず歳入からですが、国庫支出金４１８万６,０００円、町債５５０万円をそれぞれ増額し、繰入金を９６４万７,０００円減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、総務費において人件費３万９,０００円を増額いたします。

なお、第２表の繰越明許費については、第１工区、第２工区の家屋物件移転補償、第１工区の区画道路築造工事を繰り越すするものでございます。

第３表、地方債補正につきましては、国庫支出金の増に伴うものでございます。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の概要でございます。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第１９号 令和５年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。予算書の表紙をめくっていただいて、次のページをお開き願います。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第３回目の補正で、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ８９４万７,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２億９,２３８万４,０００円とするものであります。

予算書の１ページご覧ください。まず、歳入から主なものについてご説明いたします。

１ 款分担金及び負担金８０万円減額、新規加入分担金の減によるものでございます。

３ 款国庫支出金２７７万２,０００円の減額、施設の機能診断事業について要望していた国庫補助金の予算がつかなかったことによるものでございます。

６ 款繰入金６８０万９,０００円の減額、一般会計繰入金を１９万１,０００円増額し、農業集落排水事業基金から５００万円、町債償還準備基金から２００万円をそれぞれ減額してございます。

７ 款繰越金１７３万４,０００円の増額、前年度からの繰越金でございます。

９ 款町債３０万円の減額、事業費の減による公営企業会計適用債の減額でございます。

2 ページをご覧ください。次に、歳出の主なものについて申し上げます。

1 款農業集落排水事業費894万7,000円の減額、1 項農業集落排水事業管理費571万5,000円の減、農業集落排水施設維持管理事業の光熱水費、電気料ですが、454万3,000円の減が主なものでございます。増額では、会計年度任用職員報酬の改定による19万1,000円の増額でございます。

2 項農業集落排水事業費323万2,000円の減、施設の機能診断事業について予定していた国庫補助金がつかなかったことによる農業集落排水施設整備事業311万3,000円の減額が主なものでございます。その他年度末の調整による減額となっております。

2 款公債費、補正額はございませんが、事業費の減額により財源の内訳が変わるものでございます。

詳細につきましては、8 ページ以降の明細書に記載してございますので、後ほどご覧ください。

続きまして、3 ページをご覧ください。第2表、地方債補正については、事業の変更及び廃止によるものでございます。

以上が農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、議案第20号 令和5年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。予算書の表紙をめくっていただいた次のページをお開き願います。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ4,117万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,828万9,000円とするものであります。

予算書の1 ページをご覧ください。補正の内容でございますが、まずは歳入から主なものについてご説明申し上げます。

3 款国庫支出金320万円の減、事業費の減による社会資本整備総合交付金の減額でございます。

4 款県支出金20万円の減、補助対象事業費の減に伴う公共下水道費県補助金の減額でございます。

6 款繰入金2,361万2,000円の減、事業費の減による一般会計への繰入金の減額分でございます。

7 款繰越金1,265万7,000円の増額、前年度からの繰越金でございます。

8 款諸収入278万6,000円の増額となっております。消費税の還付金でございます。

9 款町債2,960万円の減額、対象事業費の減によるものでございます。

2 ページをご覧ください。次に、歳出の主なものについて申し上げます。

1 款下水道事業費4,034万円の減額でございます。下水道総務費の人事異動による人件費689万2,000円の減額、下水道管理費の鬼怒小貝流域下水道維持管理負担金の109万9,000円の増、公共下水道事業費では、詳細設計の結果及び入札差金などにより2,424万1,000円の減、流域下水道事業費の鬼怒小貝流域下水道事業建設負担金787万4,000円の減が主なものでございます。その他年度末の調整による減額となっております。

2 款公債費83万円の減、地方債償還金の利子でございます。

詳細につきましては、8 ページ以降の明細に記載してございますので、後ほどご覧おきます。

続きまして、3 ページをご覧ください。第2表、繰越明許費は令和6年度に繰り越す事業でございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。第3表、地方債補正については、事業費の変更によるものでございます。

以上が下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、議案第21号 令和5年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。予算書の表紙をめくっていただいて、次のページをお開き願います。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回のものでございます。まず、3条予算の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入では、第1款水道事業収益を347万4,000円増額し、総額を5億3,203万9,000円とするものでございます。第1項営業収益のうちその他の雑収益で加入金を858万円増額し、第2項営業外収益で510万6,000円を減額するものでございます。

次に、収益的支出でございますが、第1款水道事業費用を1,383万円減額し、総額を4億773万8,000円とするものでございます。第1項営業費用のうち原水費1,158万4,000円、関係費4,000円を増額し、浄水費2,206万2,000円、配水費410万円を減額するものでございます。

また、第2項営業外費用については、消費税及び地方消費税74万4,000円を増額するものでございます。

次のページをお開きください。続きまして、4条予算の資本的収入及び支出についてご説明いたします。当初予算で第4条で定める資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,559万8,000円に改め、下記に記載のとおり予定額を補正いたします。

初めに、資本的収入について申し上げます。第1款資本的収入を1,000万4,000円増額し、総額を1,000万4,000円とするものとし、第1項建設改良収入のうち国庫補助金1,000万4,000円と増額するものでございます。

次に、資本的支出について申し上げます。第1款資本的支出を6,389万1,000円減額し、総額を2億2,560万2,000円とするものでございます。第1項建設改良費のうち委託料569万円、工事請負費3,120万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてご説明いたします。職員給与費について350万9,000円増額し3,358万円としてございます。

以上が水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上が産業建設部関連の特別会計及び公営企業会計補正予算の概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） これは野村町長にお願いします。一般会計です。歳入歳出を110億というふうに補正で出してくれましたが、今年の当初予算は81億ですよ。135%増です。

お願いなのです、お願い。基金に、特に国民健康保険の基金と介護保険の基金とで今年の6年度予算とは言いませんから、次の7年度あたりの予算にどのようにこれを反映させてもらえるか、それを町長にお願いしておきたいのです。

それと同時に、この歳入なのですけれども、すごいですよね。町民税11億、固定資産15億、地方交付税18億、国庫支出金13億、何と寄附金22億ですからね。大きな収入のトップが寄附金ですから、ということは寄附金ですから危ういということですよ。だから、国の法律なんていつ変わるかわからないですから、稼げるときに稼いでおいて、できれば6年度予算では、この国保と介護への一般会計からの繰入金も少し色つけてもらえればありがたいので、これはお願いでございます。どうぞひとつよろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 宮本議員。

13番（宮本直志君） 議案に対しての質疑にしてもらうように、その他の質疑はまた別です。これから、これ議案に沿った発言をしてもらいたい。

（「今のは一般会計のあれ……」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） すみません。ちょっと聞きたいことがあるので、一括で2点ほどお尋ねいたします。

議案第14号の一般会計補正予算の17ページ、款19繰入金のうちの財政調整基金の繰入金がゼロになっておりますけれども、予算化したのになぜ使われずにゼロになったのかお聞かせ願いたいのと、もう一つが議案第17号の介護保険特別会計補正予算の8ページの款8繰越金なのですけれども、補正前が630万円しかなかったのに、これが繰越金が1億8,000万円も補正で上がっているのは何でなのかちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 赤塚議員のご質疑の1点目、財政調整基金の繰入金がゼロになっているというのはなぜかというご質疑にお答えをしたいと思います。

これにつきましては、決算見込み、3月補正の算定によりまして、もともと財源不足を補うために財政調整基金を繰り入れていたのですが、決算の段階で財源不足の解消が図られたということによりまして、財政調整基金のほうの繰入金を落としているというものでございます。

議長（上野政男君） 生井保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 議席番号2番、赤塚議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

介護保険特別会計の補正予算の8ページ、繰越金、こちらの金額1億8501万9,000円、なぜ増えているかということでございます。年度当初におきましては、令和4年度から令和5年度への繰越金になりますので、当初予算つくっている段階では繰越金が分からない状況でございますので、631万3,000円の暫定的な計上をさせていただいていたとこ

ろでございます。令和４年度から令和５年度への繰越金が確定をいたしましたので、今回のこのたびの補正予算で金額を１億８,５０１万９,０００円と計上させていただいた、このような経緯でございます。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 令和５年度八千代町一般会計補正予算(第11号)から議案第21号 令和５年度八千代町水道事業会計補正予算（第１号）まで８件を一括採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和５年度八千代町一般会計補正予算(第11号) から議案第21号 令和５年度八千代町水道事業会計補正予算（第１号）まで８件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第22号 小学校教師用指導教材購入契約の締結について

議長（上野政男君） 日程第17、議案第22号 小学校教師用指導教材購入契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第22号 小学校教師用指導教材購入契約の締結についての提案理由をご説明申し上げます。

令和６年度から使用する小学校用の教科書が改訂となり、教科書の採択替えが実施されたことに伴い、教師用の指導書を購入するものであります。

購入につきましては、出版元が販売を委託する株式会社大塚屋書店と１月22日に

1,864万9,950円で仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君）　今、町長のほうからこの22号議案について説明があったわけですが、新人議員さんも今回4人ほどおりますので、この一番下に書いてあります、言わば随意契約、競争入札ではないわけですから、この大塚屋書店に決まったと、それに対する随意契約という意味合いをよく説明していただければありがたいと思います。

議長（上野政男君）　宮本総務部長。

（総務部長　宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君）　14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

随意契約の意味ということでございますけれども、一般的に町が工事を発注したり物品を購入したりといった場合には、入札という形で価格の安いところの業者ということで決定をするわけでございますけれども、随意契約につきましては、今回につきましては、今回、小学校の教員の教材を取り扱う業者というのが県のほうで指定をされておまして、それが大塚屋書店ということでございますので、県からの指定によりまして、その業者1社を指名といいますか、入札という形ではなく、金額が安いという形ではなく、業者名を指定して契約を行うというのが今回の随意契約ということになります。

以上でございます。

議長（上野政男君）　14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君）　今の部長からの説明、基本的には随意契約ということは、これ町としては随意契約でこの1,864万9,950円と、この数字に対して八千代町自体が何らかの親値というのを持っていて、これがその値段と比較するようなことがあったのか、そうではなくて、相手が言うとおりに、ただ県があれしているところだから随意契約、極端に言えば特命ということで、ここを指名したということでしょう。それが向こうから、この数字がただ出されたらそれでいいのだという話になったのか、あるいはまた町自体

の親値というのが存在してあったのか。親値があったとすればどのくらいの違いがあったのか、お聞かせいただけますか。

議長（上野政男君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えをさせていただきます。

この教師用の指導書につきましては定価販売となっております、これは教科書に基づいた指導書なのですが、独占禁止法上の再販売価格維持制度により定価販売となっておりますので、値引き等などはこういう指導書のほうはないものですから、そういったことで今回この業者と一者随意契約をしたということになっております。

議長（上野政男君） 大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） これ町長、よく随意契約というのが出るのですが、随意契約というのは、そのときにお互いが折り合いつけばそれでいいのだという理屈の、競争相手がいないということになるのだと思うのです。だから、そのことでこの売買に対する、購入に対するいろんな違うことがあったということではなくて、もう少し随意契約の意味をちょっと議員さん方に分かりやすく、何でもかんでも今度は随意契約が出れば何でもできるのかという理屈も成り立つので、今回、県とかいろんな指導も教育関係のこういう物販物を購入する場合には、こういうことがあったのかどうか分かりませんが、極端に言えば、今、ここに来て細かいこと言いませんから、随意契約というのに持ち込んで意味だけちょっと、教育委員会のほうでもいいし。随意契約と一番下に書いてあるわけですが、このことはどういう意味合いをなすか、みんなに説明してもらえばありがたいです。

（「一般論の話ですか」と呼ぶ者あり）

14番（大久保敏夫君） 一般論でいいよ。

議長（上野政男君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 14番、大久保敏夫議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、教科書に伴う教師用指導書の件についてのなぜ随意契約なのかというところを述べさせていただきたいと思います。教科書や教師用指導書につきましては、一般図書と流通経路が異なっておりまして、都道府県ごとにおおむね1か所ずつある教

科書一般書籍供給会社から教科書取扱い書店として選定された書店でしか購入できず、かつ値引きはなく定価販売となっております。茨城県では水戸市にございます茨城県教科書販売株式会社が県内唯一の教科書一般書籍供給会社であります。当該業者は、茨城県教科書販売株式会社から教科書取扱い書店として長年選定されておりました、受持ち学校についても同社が指定されております。

八千代町の全小中学校におきましては、当該業者の受持ち学校となっておりますので、今回、この業者と一者随意契約をしたという形になります。

議長（上野政男君） 宮本総務部長。

（総務部長 宮本克典君登壇）

総務部長（宮本克典君） 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

随意契約ということですが、先ほども申し上げましたが、自治体におきまして指名等の競争によらない方法で任意の業者を指定して、そちらの者と締結するのが随意契約ということでございますけれども、その随意契約ができる場合、できるケースというのが地方自治法の施行令第167条の2の第1項第2号から第9号までに規定をされておりまして、第2号におきましては不動産の買入れ、または借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造修理、加工、または納入に使用されるために必要な物品の売払いその他の契約でその性質または目的が競争入札に適さないもの、それから第3号におきましては、障害支援施設等地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受け入れる契約、それから第4号におきましては、新製品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けたものが新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき、第5号におきましては、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、第6号におきましては、競争入札にすることが不利と認められるとき、それから第7号におきましては、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき、それから第8号におきましては、競争入札に対し入札者がいないとき、または再入札に付し、落札者がいないとき、それから第9号におきましては、落札者が契約を締結しないとき、こういった条件のときに随意契約はできるということで規定をされております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今、お二人の説明から分かりました。勉強させてもらいたい。

私らも首長やったときもありますから分かる部分を、あれまた分からない部分もあるのですが、今の現況の中で小学校教師の指導要綱ということですから、小学校はどこの市町にも存在しているわけでして、この大塚屋書店というのが、言わば随意契約で買ってもらう環境にある市町村というのは、下妻ももちろんそうなのですよ。それだけ一つ聞いておきたいのですが、下妻も随意契約でここから買わなくてはならないという、下妻市の書店屋だよね。それだけ参考に。後で言質は取りませんから大丈夫です。

議長（上野政男君） 木瀬副町長。

（副町長 木瀬 誠君登壇）

副町長（木瀬 誠君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

私の経験から申しますと、教師用指導書購入は大塚屋書店からでございました。

以上でございます。

議長（上野政男君） 4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） 教育指導要綱について、出版会社のことについて聞きたいのですが、これ県一本ですか。出版会社一本、茨城県からの指導、どこも、先生方に渡すというか、どこもそう。なぜかという、結局、教科書は今自治体によってけんけんがくがくですから、出版会社によって、それによって子どもの思想が変わってくるわけですから、この指導要綱というのは県一本での出版会社からなのですか、いわゆる同じものなのですか。それだけお聞きしたいです。

議長（上野政男君） 教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 4番、吉田議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

この教師用指導書は教科書に準じておりまして、この教科書の採択につきましては、八千代町の場合ですと県内11の教科書の採択地区に分かれておりまして、八千代町は第10採択地区となっております。結城市、下妻、筑西、桜川、八千代の5市町の構成による教科用図書選定協議会において、共同して種目ごとに同一の教科書を採択しております。

こちらの採択につきましては、去る7月25日の八千代町臨時教育委員会において、令和6年度から使用する教科用図書ということで採択を行っております。そういったことで、教科書のほうはその採択地区によって多少の違いがあるということでご理解いただきたいと思います。

（「もう一回言ってくれる、5市町、もう一回」と呼ぶ者あり）

教育部長（小林由実君） 結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町の5市町でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 小学校教師用指導教材購入契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 小学校教師用指導教材購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議長（上野政男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時34分）